

# 住民基本台帳の閲覧者を公表します

平成18年11月に住民基本台帳法の一部が改正され、個人情報の保護に十分留意した法律が施行されました。この改正により閲覧状況を公表することが義務付けられています。

真狩村では、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの、閲覧者を対象に、住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき公表します。

関連PDF [閲覧者一覧（令和7年4月1日から令和8年3月31日）](#)

お問い合わせ 住民課戸籍年金係 ☎0136-45-3612（直通）

閲覧者（受任者）		委任者	閲覧目的	閲覧日	閲覧対象	
名称	代表者氏名				年齢	地域
錦町内会	徳田 修一	—	敬老会記念事業（お祝いの贈呈）	令和7年11月6日	満75,80,85,90,95,100歳 （令和7年12月31日）	錦町内会